第十条中「第五十三条」を「第五十四条」に改め、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定（船員労務供給事業に関し必要な事項に係る部分に限る。）」を加える。

第十一条第五項中「第七条」の下に「、第十八条」を加え、「第二十一条、」を「第二十二条、」に、「第二十一条第一項」を「同法第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同法第二十二条第一項」に、「けい船」を「係船」に改める。

第十四条第一項中「及び第四項」を「、第五項及び第六項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の二の項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書若しくは同法第二十二条の三第一項に規定する資格証明書」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第二十七条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条の改正規定中「第六条第十一項」を「第六条第十三項」に、「第六条第十四項」を「第六条第十六項」に、「第六条第十五項」を「第六条第十七項」に改め、同法第八十七条の次に一条を加える改正規定中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「第十七条まで、第十九条及び第二十一条」を「第二十条まで及び第二十二条」に、「並びに第十六条第二項及び第三項」を「、第十六条第二項及び第三項、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条」に、「第九十六条第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項」を「第九十六条第一項第一号中「第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）」に、「第十九条」を「第十九条の規定」に、「同法第九十八条第二項」を「同項第二号中「、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において」とあるのは「において」と、「無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。）及び無料船員労務供給事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同法第九十八条第二項」に改める。

（政令への委任）

第二十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

（労働安全衛生法の一部改正）

第一条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第三条第三項中「注文者等」を「注文者その他の」に、「工期」を「作業方法、工期、納期」に、「そこなう」を「損なう」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第四十五条第二項中「ときは、」の下に「当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は」を、「労働者で」の下に「当該」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「による自主検査」の下に「（特定自主検査を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。

第五十三条第一項第五号中「及び」を「又は」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改め、同項第三号中「第一号」を「前二号のいずれか」に改める。

第五十四条の四に次の一項を加える。

2　前項の場合において、検査業者は、第四十五条第三項の基準に従つて特定自主検査を行わなければならない。

第五十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前条の規定による命令に違反したとき。

第五章第一節中第五十四条の六を第五十四条の七とし、第五十四条の五の次に次の一条を加える。

第五十四条の六　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（技能講習修了証の不正交付等への対処）

第七十六条の二　何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2　都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十七条第三項中「字句と」を「字句に」に改め、同項の表第四十六条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第四十六条第二項第二号	二年	二年（第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間）

第七十七条第三項の表第五十二条の二の項中「第七十七条第六項又は第七項」を「第七十七条第七項又は第八項」に改め、同表第五十三条第一項第二号の項中「第七十七条第六項若しくは第七項」を「第七十七条第七項若しくは第八項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第五十三条第一項第五号	第五十二条又は第五十二条の二	第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項